

社会福祉法人一峰会
理事長 小板橋 浅夫

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平素より、一峰こども園の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。
令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額をお知らせします。

施設型給付費等の法定代理受領とは・・・？

例えば、

- ❖ 0歳児クラス・標準認定 → 別紙の公定価格の額が 297,470円
- ❖ 利用者負担額（保育料）を 月9,100円 支払っている場合

園を運営するために必要な経費（1人分/月）			
国が定めている経費の基準額 = 公定価格の額 297,470円		国の基準を超える部分	
国・県・市で負担している 施設型給付費 288,370円		保護者が園に 払っている 利用者負担額 (保育料) 9,100円	市の負担 園の負担

本来この部分は保護者に給付されますが、確実に保育・教育の費用に充てるために
国・県・市から園へ直接支払われています！

この仕組みを・・・

↓
法定代理受領 といいます

今回の通知は、この**法定代理受領**された金額が**どのくらいだったか確認**するためのものです！

なお、
これにより、追加の給付や利用者負担額(保育料)のお支払いが発生するものではありません。

具体的な額をお知りになりたい場合はお手数ですが個別にお問い合わせください。

お問い合わせ先
一峰こども園
園長 土屋 勇
0274-6 3-6 2 2 0